

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和6年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務
②事務の概要	<p>【事業概要】 配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行う。</p> <p>【事務内容】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付の審査 貸付の決定及び不承認の通知 貸付金の支給 償還開始前の通知 納入通知書の送付及び口座振替の依頼 督促状の送付及び償還指導</p>
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム, 中間サーバー, 統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人情報ファイル, 貸付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 六十三
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	個人番号の照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 個人情報の提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,125,161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子ども福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部子ども福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2766
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子ども福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2766

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム, 中間サーバー, 団体内統合宛名システム	母子父子寡婦福祉資金貸付システム, 中間サーバー, 統合宛名管理システム	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	所属長	課長 樋渡 真人	課長 平 勝義	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	請求先	保健福祉部子ども福祉課 所在地:鹿児島市鴨池新10-1 電話:099-286-2766	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	連絡先	保健福祉部子ども福祉課 所在地:鹿児島市鴨池新10-1 電話:099-286-2766	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	いつ時点の計数か	平成26年3月10日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	所属長	課長 平 勝義	課長 向窪 憲和	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	部署	保健福祉部子ども福祉課	鹿児島県子ども家庭課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	所属長	課長 向窪 憲和	課長 上舞 誠	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	請求先	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2766”	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	連絡先	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2766”	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	部署	鹿児島県子ども家庭課	くらし保健福祉部子ども家庭課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	請求先・連絡先	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2771”	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	請求先・連絡先	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2768	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	請求先・連絡先	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2776	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年6月2日	法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第29条1号, 同2号, 同3号, 同4号, 同5号, 同6号	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第29条各号	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年6月2日	4. ②法令上の根拠	照会 番号法別表第二の項番57 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第31条1号, 同2号, 同3号, 同4号, 同5号, 同6号 提供 番号法別表第二の項番16, 13, 26, 65, 64, 116	照会 番号法別表第二の項番57 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第31条各号 提供 番号法別表第二の項番13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 106, 116	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年6月2日	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	請求先	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2766”	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月27日	連絡先	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2766”	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新1 0番1号 電話:099-286-2766	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 43	番号法第9条第1項 別表 六十三	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二 個人情報の照会 63 個人情報の提供 26,30,87	個人番号の照会 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表88の項 個人情報の提供 番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表42,125,161の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	部署	くらし保健福祉部子ども家庭課	保健福祉部子ども福祉課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)